

別表3 総合評価方式 評価項目 (標準型)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
同種工事の実績	過去15ヶ年度の同種工事の実績の有無 (国・都道府県又は市町村の発注工事)	国、都道府県又は市町村の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		実績なし	0.00	
工事成績	燕市発注工事における過去5ヶ年度の発注工種(業種)の工事成績評定点の平均点 (小数点以下第2位四捨五入1位止)	80点以上	6.00	/ 6.00 (小数点以下第3位四捨五入2位止)
		70点以上 80点未満 評点=6.00×(平均点-70)/10	6.00 ~ 0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
優良工事表彰	過去3ヶ年度の燕市優良工事表彰の有無	表彰あり	2.00	/ 2.00
表彰なし	0.00			
ISOの認証取得	技術資料等の提出期限日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得の有無	ISO9001及びISO14001の両方の取得あり	1.00	/ 1.00
		ISO9001及びISO14001のいずれかの取得あり	0.50	
		取得なし	0.00	
【配置予定技術者の能力】				
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木(建築)施工管理技士 又は 技術士(1級建築士)	1.00	/ 1.00
		2級土木(建築)施工管理技士	0.25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去15ヶ年度の同種工事の実績の有無 (国・都道府県又は市町村の発注工事)	国、都道府県又は市町村の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
実績なし	0.00			
【地域貢献度】				
災害時における活動協力等	技術資料等の提出期限現在、燕市内において有効な防災協定の締結の有無	燕市との防災協定の締結あり	2.00	/ 2.00
		国又は県との防災協定の締結あり	1.00	
		締結なし	0.00	
消防団協力事業所の実績	燕市消防団協力事業所表示証の交付の有無	燕市消防団協力事業所表示証を交付されている	1.00	/ 1.00
該当しない	0.00			
維持管理実績	過去3ヶ年度の道路(歩道合)除雪作業委託の有無 (道路除雪作業委託実績は、地域内における市のもの)	自社で用意した除雪機械を含め2台以上での除雪作業委託の実績あり	3.00	/ 3.00
		自社で用意した除雪機械1台での除雪作業委託の実績あり	2.00	
		市から貸与を受けた除雪機械2台以上での除雪作業委託の実績あり	2.00	
		市から貸与を受けた除雪機械1台での除雪作業委託の実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	
【地域精通度】				
実働拠点	市内の事業所の有無	市内に本社あり	3.00	/ 3.00
		市内に営業所あり	1.00	
		上記以外	0.00	
地域調達	すべての下請負(一次・二次)における市内企業活用の有無(対象下請負は請負額(応札額)の3割を超えるもの)	すべての下請負(一次・二次)が市内企業又は市内企業で下請負なし	2.00	/ 2.00
		上記以外	0.00	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点	
【技術提案】					
技術提案	総合コストの縮減に関する技術提案	提案値を求め、定量評価を行う場合	<<評定の算定例>> 具体の評価項目を「発電機の燃料消費量」とした場合 【例①】最小の提案者に10点を付与し、標準案を0点として、その間の数値の提案者には提案値に応じて按分した点数を付与 【例②】標準案（50 l/h）に対し、1 l/h減ずる毎に2点を加点	10.00	／10.00
		対策等の提案を求め、内容に対する定性評価を行う場合	<<評定の算定例>> 具体の評価項目を「構造物の維持管理費」とした場合 【例】提案のあった維持管理費低減対策の有効性を比較検討し、「優（10点）」、「良（6点）」、「可（2点）」と判定		
	【ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例】 ・ 構造物の維持管理費 ・ 非常用自家用発電機の燃料消費率 ・ 変圧器の変換損失値 ・ 建築物の保全費用 等 【その他コストに関する具体的な評価項目例】 ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 等				
技術提案	社会的要請への対応に関する技術提案	提案値を求め、定量評価を行う場合	<<評定の算定例>> 具体の評価項目を「交通規制の短縮日数」とした場合 【例①】最大の提案者に10点を付与し、標準案を0点として、その間の数値の提案者には提案値に応じて按分した点数を付与 【例②】標準案（50日）に対し、1日減ずる毎に2点を加点	10.00	／10.00
		対策等の提案を求め、内容に対する定性評価を行う場合	<<評定の算定例>> 具体の評価項目を「施工騒音の低減値」とした場合 【例】提案のあった騒音低減対策の有効性を比較検討し、「優（10点）」、「良（6点）」、「可（2点）」と判定		
	【環境の維持に関する具体的な評価項目例】 ・ 施工騒音の低減値 ・ 工事排水のSS（浮遊物質）値 等 【交通確保に関する具体的な評価項目例】 ・ 交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 ・ 工事中における歩行者通路幅 等 【省資源対策、リサイクル対策に関する具体的な評価項目例】 ・ 自ら利用率 ・ 伐開除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体、現場内集積の対象項目・重量 等				
技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	提案値を求め、定量評価を行う場合	<<評定の算定例>> 具体の評価項目を「路面平坦性」とした場合（規格値：3mプロフィルメーターで2.4mm以下） 【例】最小の提案者に10点を、最大の提案者に1点を付与し、その間の数値の提案者には提案値に応じて按分した点数を付与	10.00	／10.00
		対策等の提案を求め、内容に対する定性評価を行う場合	<<評定の算定例>> 具体の評価項目を「舗装構造提案による走行騒音値」とした場合 【例】提案のあった騒音低減対策の有効性を比較検討し、「優（10点）」、「良（6点）」、「可（2点）」と判定		
	【性能、機能に関する具体的な評価項目例】 ・ 舗装構造提案による走行騒音値 ・ 単位時間あたりのポンプ排水量 ・ 建築物の断熱性能 等				

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
技術提案に係る具体的な施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的な裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる。	6.00	3者で評価し、その平均点を評点とする。 / 6.00
		施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である。	3.00	
		不適切でないが、一般的事項のみ記載となっている。	0.00	

※ 技術提案は、上記3つの項目のうち1項目について提案を求めることを基本とし、技術提案とこれに係る具体的な施工計画の評点の計は、最高(上限)16点とする。

加算点		/ 39.00
-----	--	---------

【加算点の評価に係る取扱い事項】

加算点が0点に満たない者、技術資料又は技術提案書の提出のない者及び「技術提案」の内容が不適正と認められる者の入札は無効とする。なお、該当者には入札前に通知する。
 「技術提案」の内容が不適正な場合とは、「白紙」又は「白紙と同程度」等と認められた場合とする。

【評価項目及び評価基準に係る注意事項等】

1. 評価項目、評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「同種工事の実績」の同種工事の範囲は、別途定めるものとする。また、同種工事の実績の対象工事は、技術資料等の提出期限日までに完了した工事とする。
- 2) 「工事成績」の平均点には共同企業体での評定点は含めない。
共同企業体の工事成績評定点については、構成員の工事成績の平均点を標準とする。実績がない構成員は65点として算出する。
- 3) 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価（これに係る評点の和が最低）となる者の評点とする。
- 4) 「技術者の能力」における発注者が定める資格は、以下の資格等から発注者が定めるものとする。
1・2級建設機械施工技士、1・2級電気工事施工管理技士、1・2級管工事施工管理技士等
- 5) 「災害時における活動協力等」の防災協定とは燕市内において有効な協定とする。（1社が単独で締結している防災協定も含む。）
- 6) 「消防団協力事業所」については、**燕市消防団協力事業所の登録は、技術資料提出等の提出期限日までに燕市消防団協力事業所として表示証の交付を受けていること。**
- 7) 「実働拠点」については、公告日又は入札通知日における事業所の有無をいう。
- 8) 「地域調達」については、請負額の3割以上の一次・二次下請負を市内で調達した場合及び、市内企業であってすべてを 自社直営施工する場合に評価の対象とする。市内企業とは、燕市内に本社（店）を有する企業。
- 9) 「技術提案」における技術提案事項については、工事の内容等から個別工事ごとに設定するものとする。（別表の項目以外についても技術提案を求めることができるものとする。また、設定する技術提案事項等に応じて、評価基準等についても別に定めることができるものとする。
- 10) 「具体的な施工計画」における提案に対する設計変更は、原則行わない。
- 11) 各評価項目における共同企業体の取扱いについて、「出資比率が〇〇%以上の場合とする、代表構成員のものとする」等と定めるものとする。（工事成績評定点に係る部分は別途）

2. 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

- 1) 「同種工事の実績」、「工事成績」に係る「過去〇ヶ年度」
→ 技術資料等の提出期限の前年度から過去〇ヶ年度及び当年度の4月1日から技術資料等の提出期限
例. 技術資料等の提出期限が平成27年7月10日の場合の過去15ヶ年度は、平成12年4月1日～平成27年7月10日
- 2) 「優良工事表彰」に係る「過去3ヶ年度」
→ 技術資料等の提出期限の前年度から過去3ヶ年度の間に完了した工事を受賞
例. 技術資料等の提出期限が平成27年7月10日の場合の過去3ヶ年度は、平成24年4月1日～平成27年3月31日
- 3) 「維持管理実績」に係る「過去3ヶ年度」
→ 技術資料等の提出期限の前年度から連続する過去3ヶ年度
例. 技術資料等の提出期限が平成27年7月10日の場合の過去3ヶ年度は、平成24年4月1日～平成27年3月31日

3. 評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。